

令和4年度

議会報告・懇談会

三次市議会

《 次 第 》

1 開会あいさつ

2 第1部 議会報告

- (1) 議員定数等調査特別委員会の報告
- (2) 質疑応答

3 第2部 意見交換会（ワークショップ）

- (1) テーマ「わが町の地域資源をどう生かすか」

次の地区は、要望のあったテーマで行います。

- ・河内地区：①人口減少と公共施設の維持
②持続可能な社会の構築にむけて
- ・栗屋地区：人口（世帯）減少と文教・民生の維持継続
- ・川地地区：イ）中学校の部活動を中学校から切り離して地域で対応すべきとの流れに傾いているが、川地のような過疎地ではどう対応すべきか
ロ）2024年春の介護保険制度改定に向け議論が始まっているが、その柱として
①要介護1&2者を、要支援1&2と同じ地域支援事業（総合事業）へ移行する。
②利用者の負担を1割から2割に引き上げる。
③ケアマネジメントの利用者負担の導入。
が挙げられている。三次市はどう対応し、また我々はどう対応すべきか。
- ・清河地区：地域活性化の新発想（多くの課題山積・新たな仕組づくりが必要）
- ・十日市地区：芸備線について
- ・和田地区：議会の役割・自治連の役割
- ・田幸地区：こうすれば良くなる！？田幸のこれから
- ・川西地区：人口減少社会における地域福祉の在り方について
- ・君田地区：定住対策・君田温泉の今後
- ・吉舎地区：住民と議会との関係づくり
- ・三和地区：常会のあり方について
- ・甲奴地区：三次市（行政）と住民自治組織との連携・役割について

4 閉会あいさつ

議員定数等調査特別委員会報告

令和4年3月定例会において、令和6年の一般選挙から三次市議会議員の定数を、現在の24人から2人減らして22人とすることを賛成多数(賛成19, 反対4)により決定しました。

1 経緯

議長の所信表明であった「議員定数の見直し」「議員報酬の検証」「若者や女性など多様な人材の議会への参画」の調査研究を行うため、10人の議員をもって、議員定数等調査特別委員会を令和3年6月定例会に設置しました。

2 調査資料(抜粋)

【全国815市】全国市議会議長会提供(令和2年12月31日現在)

人口段階	市区数	1市当たり平均議員数(人)
5万人未満	280	17.1
5~10万人未満	250	20.6
10~20万人未満	152	25.5
20~30万人未満	48	31.0
30~40万人未満	29	36.4
40~50万人未満	21	39.7
50万人以上	15	45.9
指定都市	20	58.6

類似自治体の議員定数(令和2年12月31日現在)

条件1 : 人口4万人以上 10万人未満 議員定数 平均 21.1人 (Ⅱ-1 : 68自治体, I-1 : 25自治体)	93自治体
条件2 : 人口4万人以上 6万人未満 議員定数 平均 19.9人 (Ⅱ-1 : 25自治体, I-1 : 25自治体)	50自治体
条件3 : 市域が400km ² 以上 人口4万人以上 10万人未満 議員定数 平均 22.6人 (Ⅱ-1 : 27自治体, I-1 : 7自治体)	34自治体
条件4 : 過疎要件(みなし・全部) 人口4万人以上 10万人未満 議員定数 平均 21.9人 (Ⅱ-1 : 20自治体, I-1 : 9自治体)	29自治体
条件5 : 過疎要件(全部) 人口4万人以上 10万人未満 議員定数 平均 22.0人 (Ⅱ-1 : 14自治体, I-1 : 7自治体)	21自治体
条件6 : 条件2, 条件3及び条件4に全て該当する。 議員定数 平均 21.3人 (Ⅱ-1 : 6自治体, I-1 : 4自治体)	10自治体

注) Ⅱ-1 : 本市と同様な産業構造で、人口5万人以上10万人未満の自治体

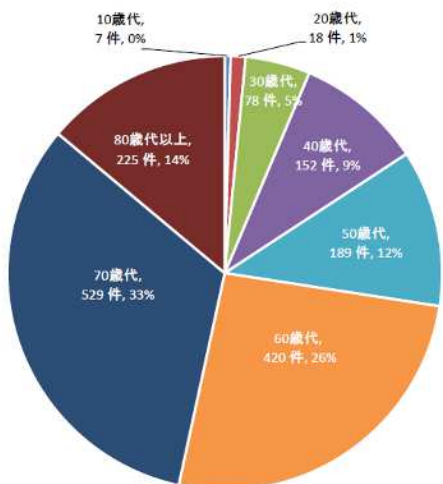
I-1 : 本市と同様な産業構造で、人口5万人未満の自治体

過疎要件 : (定義) 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域

3 市民アンケートの実施（抜粋）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、議会報告会・懇談会が開催できないことから、これに代わる意見の聴取方法として、市議会で初めて市民アンケートを実施しました。

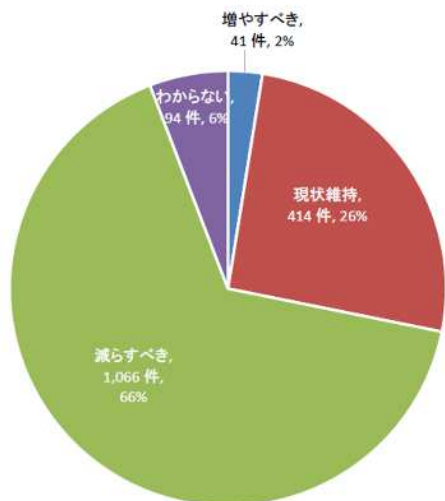
問) あなたの年齢を教えてください。



市広報添付による世帯単位にアンケート用紙を配布したことで、世帯主を中心とした50代以上の方の回答が多かった。

また、10代7件、20代18件の回答があり、Web回答採用の効果があった。

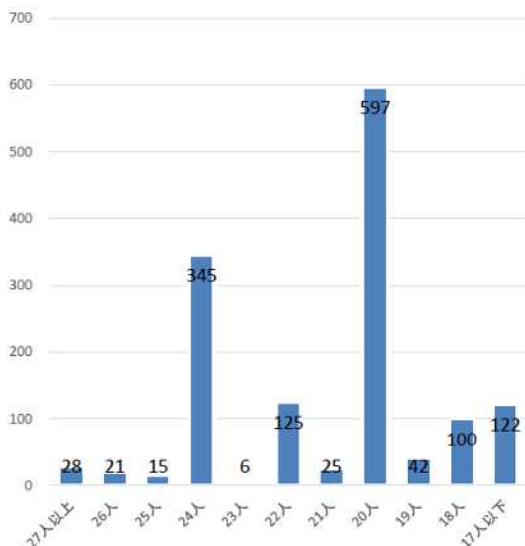
問) 三次市の議員定数についてどう思いますか。



「減らすべきだ」とする意見が66%と最も多かった。

一方、「現状維持」とする声も26%あり、多くの市民は議員定数を減ずるべきとしているが、地域の声を吸い上げてくれる身近な議員の存在も求められている。

問) 議員定数は何人が適当だと思いますか。



アンケートに類似自治体や近隣自治体の議員数等の判断資料を示していなかったことから、検討する根拠が無いとの指摘もあり、197通が無記入で提出されている。

具体的な数値を回答されていた中では、「20人」とする声が多く、次に現状維持の「24人」が続いた。

約7割の方が定数減を求められている。

4 特別委員会委員の意見

※本会議での討論などは、市議会だより第73号をご覧ください。

定数を減ずべきとの意見

- ・市内の自治体や全国の類似自治体の市議会は、いずれも議員数を減じている。
- ・市民アンケートの結果を反映すべき。

現状維持を支持する意見

- ・広大な市域の中で、地域の声を吸い上げ、市政に届けるためには多くの窓口があった方がよい。
- ・議員定数を削減すれば、有権者の多い中心部に議員が偏ることが危惧される。

議員数を2減し、定数を22人とすることを支持する意見

- ・本市議会は委員会主義であり、大幅な議員数削減による委員会審査の一方的な意見集約を避ける必要がある。
- ・議員定数の削減を望む多くの声はあるが、過度な定数削減に伴って、地域の声が市政に届きにくくなることは避けるべき。

5 これからの議会活動に向けて

全国市議会議長会は、若者や女性、民間サラリーマンなど多様な人材の議会への参画を促す取組が地方議会にとって、地方分権の進展や社会経済が急速な構造変化する中であっては肝要であると指摘しています。

今、全国の小規模市議会を中心に無投票が続き、また、議員のなり手不足が危惧されています。本委員会でも、多様な人材の市議会への参画に向け、出産、育児、介護等についての条件整備、地方議員の厚生年金加入や退職金制度の実現、報酬の見直しなど、制度面、経済面の改善が必要であると共有しましたが、議員定数と議員報酬を関連付けて議論すべきではないとの結論に至りました。

あわせて、コロナ禍における地域活動・地域経済が停滞している状況、本市の財政状況などを鑑みた時、議員報酬の見直しを求める時期ではないとも確認しています。

最後に、市民アンケートにあった「地域での議員活動が見えない」などの厳しい指摘に対しては、それぞれの議員が多様な民意を的確に受け止める力を養い、積極的な調査研究を含む意欲的な議員活動を行うことで、市議会全体の活性化と市民の市議会に対する信頼に繋がるものと全体で確認しています。

総務常任委員会報告

■ 提出された請願・陳情の取扱いについて（令和4年5月～）

【請願第1号】（令和4年8月22日受理）

旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について

（請願要旨）現在、島根県邑南町がJR西日本から無償譲渡を受けた鉄道資産（下の区間図のオレンジ線）を同町NPO法人が借り受け、トロッコ列車を用いた運行イベントを実施している。この取組に伊賀和志区間も加えた全長4.8kmとし、地域の活性化や県境を越えた広域観光商品開発に向けたトロッコ運行実証実験を行いたい。その実現のため、三次市においてJR西日本と旧JR三江線伊賀和志区間（赤線部分3.5km）の使用貸借契約（無償）の締結をお願いしたい。

【現地調査・請願者趣旨説明】（9月8日、9日 総務常任委員会）

- ・ 請願提出者（NPO法人伊賀和志江の川鐵道）とともに、現状の調査を行う。
- ・ 総務常任委員会において、請願趣旨の説明と質疑応答



【請願趣旨に係る市へのヒアリング】（9月9日 総務常任委員会）

- ・ 総務常任委員会に経営企画部の出席を求め、請願に対する見解を問う。
市の考えの主なものは次のとおり
- 三次市旧三江線鉄道資産検討委員会の提言では、伊賀和志区間活用について言及されていない。
- 現状では、安全性の確保、維持管理の持続可能性に対して、不安がある。
- 現在、実施されているイベント（旧口羽、旧宇津井駅発着するトロッコ運行）の魅力を上向きさせるものであるから、邑南町一括の資産借用が望ましい。等

【請願の取扱い】（願意妥当と認め、全員一致で採択）

（採択理由）

- 現下では、JR西日本と使用貸借契約（無償）を締結すれば、鉄道に関する構造物等の安全点検はJR側で対応されるとのこと。
- 日常の維持管理は、NPO法人で責任を持って対応されるとのこと。
- 三次市観光戦略、広島広域都市圏域が掲げる「第2期広島広域都市圏発展ビジョン」の目指すものと合致していること。

（課題提起）

- ◇使用貸借契約終了後、（実証実験終了後）どのような事業展開を目指すのか不透明な部分も多く残っていること。
- ◇この事業に関して、関係者間の詳細な協議が進められていないこと。
- ◇地域全体で相互理解を深められ、一体的な取組となる必要があること。

【陳情第2号】（令和4年6月6日受理）

三次市の人口減少に歯止めをかける政策実現を求めることについて

（陳情要旨）人口減少が予測をされていたにも関わらず、歴代の市長、議員、職員等は、何の対策もしてこなかった。

人口減少への対策として、有効と考える次の3つの政策実現を早期に求める。

- 1 行政として親も含めた出会いの場を提供する
- 2 結婚祝金制度の制定
- 3 出産祝金制度の制定



陳情者からの趣旨説明

【陳情者趣旨説明】（6月27日 総務常任委員会）

- ・総務常任委員会における陳情趣旨の説明と質疑応答

【請願趣旨に係る市へのヒアリング】（6月27日 総務常任委員会）

- ・地域振興部、子育て支援部から、人口対策の取組等をヒアリング

【陳情の取扱い】（提案事項に明確な根拠がないことから、全員一致で不採択）

（不採択理由）

- 結婚というプライベートな部分に行政が係わることにも限界がある。
- どれだけのニーズがあるか疑問であるとともに、事業効果は薄いと判断する。
- 一時的な金銭給付によって、結婚する人が増えるとは思えない。

教育民生常任委員会報告

■ 保育所の安全対策について

令和4年4月に広島市立保育園で発生した保育中の事故を受け、市内保育所における安全対策について、閉会中の継続審査として調査を行いました。

1 保育所内における児童の安否確認体制

不審者侵入や保育中の園児の抜け出し防止のため、保育所の敷地は、原則フェンス等で外部と仕切られているが、保育士及び保育係職員による一斉点検により、フェンスの間に隙間があるもの、フェンスの高さが低いもの、園児が開閉可能な高さに門扉等の鍵があるものが、19施設中11施設にあることがわかり、対策を行っている。

安否確認については、施設内での活動にあつては、場面が切り替わる毎の人数確認、子どもの特



フェンス設置前



フェンス設置後

性や行動傾向などの共有、施設外の活動にあつては、事前準備を含め組織的な安全管理対策が行われていることを確認した。

また、水害、火事、地震などの避難訓練の実施、危険箇所等の保護者への注意喚起等保育所全体で事故防止、対応力の向上に取り組んでいるとの説明があった。

私立保育施設については、各種事務連絡やガイドライン等の情報提供を行い、随時相談に応じるほか、市が実施する指導監査時に設備等の維持管理状況や、書類の整備状況について確認を行っている。

2 遊具の安全点検

園庭等に設置してある固定遊具は、安全点検チェックシートに基づいて、保育士が月1回の日常点検を行うほか、年1回、専門業者による点検を実施し、点検で修繕等の必要性が指摘された遊具については修繕等の対応を行っている。

また、子どもの発達段階に合った遊具の使用、遊具の安全な遊び方についての安全指導を行っている。

3 防犯カメラの活用状況

防犯カメラは全保育所の屋外に設置されている。防犯カメラの設置は、園児の安否確認以外に不審者の侵入抑止にも効果的である。

■ 東光保育所建替えについて

令和7年開所予定の東光保育所整備事業について、閉会中の継続審査として調査を行いました。

1 基本構想

東光保育所は、公立保育所の中で建築年次が最も古く、築45年を経過し、施設設備の老朽化が著しい保育所で、今後、概ね30年程度は十分な児童数が見込まれるため、今年度から建替えに着手することとなった。

(1) 施設整備の方向性

「安全安心な施設」「子どもたちの主体的な育ちを支える施設」「多様な保育ニーズに対応した施設」「保育士、調理員が働きやすい施設」「持続可能な社会の実現に貢献する施設」「地域に開かれた保育所」

(2) 施設定員 現在の150人 ⇒ 3歳未満の受入れを増やし162人

(3) 開所予定 令和7年度

2 委員会での意見

駐車場が中に広く取られるというのは、周辺道路の渋滞解消のためにもいいと思うが、園内だけではなく進入路等についても関係部署と連携し整備を検討願いたい。

■ 陳情の採択

【陳情第3号】（令和4年8月16日受理）

田幸保育所での「3歳未満児保育」のさらなる充実を求めることについて（陳情要旨）念願の3歳未満児保育の開始によりIターンUターン者が増加した。このことにより児童数が増加し、現在の3歳未満児枠では希望者全員が入所できない状況となった。令和5年4月1日からの3歳未満児保育の枠の拡充を求める。

【陳情者趣旨説明】（9月12日 教育民生常任委員会）

【陳情趣旨に係る市へのヒアリング】（9月12日 教育民生常任委員会）

・子育て支援部から枠の拡充について検討すること、運用を検討することで大規模な施設改修を行わず対応できる見込みがあることを聞き取った。

【陳情の取扱い】

（願意妥当と認め全員一致で採択）



産業建設常任委員会報告

■ 提出された主な議案の審査について（令和4年6月議会・6月24日）

【議案第61号】 工事請負契約の一部変更について [全員一致で可決]

要旨 準用河川五龍川 貯留施設整備工事において、貯留施設に隣接する道路の一部嵩上げ、流入施設へのスクリーンの設置や、排水施設の推進工用立坑の形式変更等に伴い、工事請負金額を変更するもの。

質疑応答

Q. 「三次市民ホール きりり」を建設した経験から、あの辺りの土壌についてはわかっているはずであるが、なぜ今回、その土壌に関する工事が追加になったのか。

A. 今回の工事は、平成30年の甚大な内水被害を受けての事業であるため、早期完成を目指し、設計と工事発注を並行して行っていた状況もあり、過去の周辺工事の確認がおろそかになっていた部分はあると思う。今後は設計時にしっかり検討できるようにしていく。

《議案審査に係る委員長報告》

必要な工種等が可能な限り当初の計画に反映されるよう、設計の精査に今後も努められたい。

【三次河川国道事務所職員との意見交換会の開催】（8月5日）

今後の議案審査等の参考にするため、三次河川国道事務所職員との意見交換会を開催しました。当日は、事務所長・河川管理課長・調査設計課長に来庁いただき、三次河川国道事務所が所管する事業概要の説明を受け、その後、委員との意見交換会をおこないました。



■ 提出された主な議案の審査について（令和4年9月議会・9月8日）

【議案第92号】広島県水道広域連合企業団の設立について〔賛成多数で可決〕

要旨 水道事業の統合に賛同する、広島県及び三次市を含む14市町が広島県水道広域連合企業団の設立に取り組んでいる。

水道企業団の規約を定めるには、関係自治体のすべての議会で議決が必要であることから、本議案が提出された。

《企業団設立に向けたこれまでの動き》

平成30年12月の水道法改正（令和元年10月1日施行）は、都道府県に水道事業（市町村）等の広域的な連携の推進役としての責務を規定した。

水道事業は人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加等の課題への対応が必要になっている。

これらの課題に対応し、将来にわたって水道サービスを安定的に提供するための方針として、令和2年6月に広島県が「広島県水道広域連携推進方針」を策定した。

令和4年4月には、広島県と統合に賛同する市町（三次市含む）が「広島県水道企業団設立準備協議会」を設立し、令和3年度に3回、準備協議会を開催した。

令和4年度に第4回準備協議会を開催し、広島県水道企業団事業計画（案）、企業団規約（案）等を取りまとめた。

現在、広島県と統合に賛同する14市町（三次市含む）が令和4年11月の水道企業団設立に向けて取り組んでいる。

主な意見

◆企業団の設立に反対の意見

広域化することで、水道料金の値上げにつながっていくということも含めて、本来自治体が守らなければならないものが守れなくなってくる。

◆企業団の設立に賛成の意見

三次市の水道事業をこれから単独でやっていくという観点に立つと、水道料金等の値上げの問題も絡めて、非常に厳しい状況は当然うかがえる。広域化で企業団を作って、その中で合理化を図って、将来の料金引き上げの幅を抑えていくという観点に立っていないと、安心・安全な水の供給ができなくなる恐れが出てくる。

《議案審査に係る委員長報告》

なぜ三次市が企業団に参画するのか市民に対してしっかりと行政から情報発信をし、誰もが安心できる形で水道事業が運営されるよう、今後一層努められたい。

第2部 意見交換会（ワークショップ）

ワークショップとは・・・一方通行的な知や技術の伝達でなく，参加者が自ら参加・体験し，グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする，双方向的な学びと創造のスタイルです。

1 参加者を2～3つのグループに分け，イスを円状に並べる。

- ・参加者が少ない場合等，臨機応変に対応する。

2 班員が，司会と書記としてグループに加わる。

3 テーマに沿って，対話をする。（45分）

注意事項

- ・人の意見について否定や断定をしない。
- ・お互いが対等な立場で話す。
- ・全員が必ず1度は発言する。
- ・愚痴だけにならないように前向きな話をする。

4 話し合った内容をまとめ，グループごとに発表する。（15分）

- ・発表者は，班員又は参加者

総務・教育民生・産業建設常任委員会の担当業務

総務常任委員会

担当	総務部，経営企画部，地域振興部，危機管理監，情報政策監，支所，会計課，議会事務局，選挙管理委員会，監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会に属しない事項		
所属	横光 春市（委員長）	中原 秀樹（副委員長）	竹原 孝剛
	小田 伸次	穴戸 稔	齊木 亨
	藤井 憲一郎	徳岡 真紀	

教育民生常任委員会

担当	市民部，福祉保健部，子育て支援部，市民病院部及び教育委員会の所管に属する事項		
所属	保実 治（委員長）	藤岡 一弘（副委員長）	大森 俊和
	杉原 利明	黒木 靖治	掛田 勝彦
	月橋 寿文	山田 真一郎	

産業建設常任委員会

担当	産業振興部，建設部，水道局及び農業委員会の所管に属する事項		
所属	弓掛 元（委員長）	重信 好範（副委員長）	新家 良和
	鈴木 深由希	伊藤 芳則	新田 真一
	増田 誠宏		

メモ

議会に関するお問い合わせ先

議会事務局

電話番号：(0824) 62-6179

FAX：(0824) 62-6110

メールアドレス: gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp